

随意契約理由書

件名	海岸線 旧居留地・大丸前駅他 9 駅 排水堅樋通管業務
契約の相手方	平和興業株式会社 神戸支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由	
<p>地下鉄駅構内の漏水は、ホームあるいはコンコース天井、階段室、通路、軌道上で発生しており、令和 4 年度末に三宮・花時計前駅の一部階段室を閉鎖する事態となった原因であり、利用者に影響を及ぼすなど至急に改善対応が必要になっている。</p> <p>本業務は、漏水の発生を未然に防ぐため、閉塞が進行している堅樋の通管作業を行うものである。</p> <p>また、確実に本業務を履行するためには、海岸線の各駅の施設構造、管材の配置、特に実際の漏水履歴に基づく発生の傾向・特徴の把握が欠かせず、これらの条件を全て満たすのは、地下鉄駅舎等管理業務を通じて、交通局管内で施設関連の維持管理を行ない、海岸線の各駅の構造、給排水設備のコンディションを十分把握しており、また堅樋内の状態を調査した上記会社以外にはいないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係 (電話番号 078-984-0181)